

第八十二号議案

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都貸切自動車条例の一部を改正する条例

東京都貸切自動車条例（昭和三十九年東京都条例第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「七千六百八十円」を「一万二百七十二円」に、「百七十円」を「二百四十三円」に改める。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

（提案理由）

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に係る一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（令和七年九月二十六日付公示）の施行を踏まえ、旅客運賃の上限額を改定する必要がある。